

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第5項の規定により、地域計画を変更するので、同法第19条第7項の規定により地域計画（案）を公告し、次のとおり縦覧する。

なお、利害関係人は、地域計画（案）について意見書を提出することができる。

令和8年8月10日

四街道市長 鈴木 陽介



1 縦覧に供する書類の名称

- (1) 地域計画（鹿放ヶ丘地区、四街道北部地区及び四街道南部地区）
- (2) 目標地図（鹿放ヶ丘地区、四街道北部地区及び四街道南部地区）

2 縦覧場所

- (1) 四街道市役所地域共創部産業振興課
- (2) 市ホームページ

3 縦覧期間

令和8年8月11日から令和8年8月24日まで

4 提出方法

意見書は、郵送、持参、電子メール又はファクスのいずれかの方法により、市産業振興課へ提出するものとする。